

## 建築台帳等記載事項証明書発行事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、建築台帳等に記載されている事項に係る証明書（以下「建築台帳等記載事項証明書」という。）の交付に係る事務の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 「建築物等」とは、建築物及び工作物をいう。

2 「建築台帳等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。）第12条第8項に規定する台帳
- (2) 建築計画概要書（昭和46年1月から平成11年4月30日に処分されたものに限る。）
- (3) 築造計画概要書（昭和52年11月1日から平成11年4月30日に処分されたものに限る。）
- (4) 確認申請書処理簿（昭和46年1月1日から平成11年4月30日に処分されたものに限る。）

### (証明対象建築物等)

第3条 県が建築台帳等記載事項証明書により証明することができる建築物等は、建築台帳等に記載されているもので、工事取りやめ届又は取下げ届を受理していないものに限る。

### (交付対象者)

第4条 建築台帳等記載事項証明書の交付を受けることができる者は、建築物等を特定した者とする。

### (使用目的)

第5条 建築台帳等記載事項証明書の使用目的は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 金融機関等融資先に提出するためのもの
- (2) 不動産売買のためのもの
- (3) 建物表示登記のためのもの
- (4) 建築確認申請のためのもの
- (5) 他法令による許可申請のためのもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が適当と認めるもの

### (申請手続)

第6条 建築台帳等記載事項証明書の交付を受けようとする者は、建築台帳等記載事項証明書交付申請書（様式第1号）に必要事項を記載し、知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の申請書を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、建築台帳等記載事項証明書（様式第2号から様式第4号）及び建築計画概要書、築造計画概要書（申請者が必要とする場合に限る。）を申請者に交付するものとする。

3 交付申請書の提出先は、県土整備部建築指導課とする。

### 附則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 建築基準法による確認等の証明の取扱い（昭和52年7月1日付建築45号）は廃止する。

### 附則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

### 附則

1 この要綱は、平成29年4月10日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和7年12月22日から施行する。